### 事務局長

おはようございます。

委員、推進委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご 出席いただき誠にありがとうございます。

7月31日の第1回総会では、全日程についてスムーズにご審議いただきました。 終了後の盛夏懇談会も終始なごやかにご歓談いただき盛会裏に終了することができ ました。重ねてお礼申し上げます。

本日は、総会終了後に役員会を予定しておりますので、前回同様にスムーズな進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。会場は、このまま総会会場を使用いたします。

本日、欠席の届け出が、6番、本間隆喜委員、7番、齋藤正宏委員、11番、長澤 信徳委員から出ております。

## 事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時00分 開会)

会長からご挨拶を頂戴いたします。

# 細谷精悦会長

(会長挨拶)

#### 事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。

ただいまの出席者は21名となっております。

会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

# 事務局長

次に、前回7月6日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。

お手元に配付しております第2回総会までの業務報告書をご覧願います。

7月6日に改選前最後となる第40回農業委員会総会を、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。総会終了後に役員会を開催し、専門委員会の構成についてご協議いただいております。

7月31日には、改選後初となる市長招集の第1回総会を仙北ふれあい文化センターにおいて開催しております。

8月2日には、新任の農業委員、推進委員を対象とした研修会を神岡庁舎にて開催しております。

8月3日には、県南地区農業委員会会長会臨時総会が開催され会長にご出席いただいております。

その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。

# 事務局長

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

## 議長

本日の会議を開催します。

はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

## 議長

異議なしと認め、3番、佐藤吉男委員、4番、佐藤学委員の両名を議事録署名委員に指

名いたします。

議長

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

> 令和5年8月9日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参与

1ページ1番をご覧ください。

農地の所在は、藤木○○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○平方メートル、外、畑2筆、合計面積○○○○平方メートルです。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、66歳、

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、64歳です。

申請理由につきましては、親類間での贈与になります。譲渡人と譲受人は義理の姉弟の関係であり、当該農地は譲渡人である〇〇さんの実の父親の所有地でした。父親が今年の5月に亡くなったことで、息子である〇〇さんに農地が相続されましたが、当該農地は以前から、義理の娘の〇〇さんが利用していました。〇〇さんは〇〇〇〇であり、今後も農地を利用する予定がないことから、贈与により登記上の実態を合わせるものになります。

参 与

2ページ、4番をご説明します。

移転される農地は、北長野〇〇〇〇〇、地目が田、現況が畑で、面積〇〇平方メートル、外、田1筆、計2筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇さん、72歳です。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、27歳です。

申請理由としまして、譲渡人の〇〇さんは、当該農地は自己保全し、隣接した宅地を不動産仲介業者に依頼し売却を希望しておりました。農地2筆と宅地1筆は、ひと区画であり、活用してもらえるのであれば、宅地購入者へ無償提供してもよいという〇〇さんの意向で今回の贈与となったものです。

譲受人の○○さんは、現在妻と子とともに実家に居住しておりますが、購入した宅地に新たに住宅を建築中で、完成し次第、転居し、今後は家庭菜園として利用予定です。

事務局長

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました2件の他に、使用貸借権設 定の更新3件がございます。

5ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので、結果許可要件を満たしているものと考えます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

> 令和5年8月9日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参与

6ページ1番をご覧ください。位置図及び配置図は、資料の1、2ページになります。

農地の所在は、幸町○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、1筆です。 共同住宅建築のための転用です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん。

譲受人は、000000000000、000さんです。

申請理由につきまして、譲受人は不動産会社を経営していますが、以前より申請地は市街地に有り、住環境に優れていることから、共同住宅の建築を考えておりました。 今回、高齢となり、耕作をしなくなった譲渡人と交渉がまとまったことから、共同住宅の建築を計画したものです。戸数については、6戸と伺っています。

なお、土地の形状について北側が東に細く伸びていますが、更に東側の水路につながっていることから、申請農地の水路と考えられます。この部分も含めての転用となっています。

売買価格は総額〇〇〇〇〇円、1平方メートル当りに割返しますと、〇〇〇〇〇〇円になります。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められており、第3種農地に区分されるため原則許可することが認められています。

また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長

事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。

議長

案件1番についてお願いします。

佐藤洋悦委員

2番、佐藤です。

8月2日に事務局職員と一緒に現地調査に行ってきましたが、周りが全て住宅地であり、なんら問題がないと判断いたしました。

どうかよろしくお願いいたします。

事務局長

現地調査大変ありがとうございました。

それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (株成者※チ)

(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認 についてを議題とします。

事務局長

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第 5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下 記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和5年8月9日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

議案第3号案件1番を議題とします。

議長

本案件は、○○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○委員の退席を求めます。

(○○委員退席)

議長

事務局の説明を求めます。

参与

7ページの1番を説明いたします。

所有権を移転する農地は、大仙市高関上郷〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積 〇〇〇〇平方メートル、外、畑1筆、計2筆、合計面積 〇〇〇〇平方メートル です。

所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、6 8歳です。

申請理由として、当該農地は現在、〇〇さんが耕作しておりますが、自己所有地から離れた場所にあり、耕作不便のため農地を手放したいと考えておりました。そこで、隣接地を所有する〇〇さんに相談したところ話がまとまり、売買にいたったものです。

売買価格は10 アール当たり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  円、総額 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  円です。売買価格が低く設定されておりますが、これは畑であり、また、不整形で耕作不便なためです。

ただいま説明いたしました1番につきましては、農業経営基盤強化促進法の各要件 を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げ ます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。 ○○番、○○委員の入場を求めます。

(○○委員入場)

議長

次に、議案第3号、案件2番から24番までを議題とします。

議長

事務局の説明を求めます。

参与

11ページ9番について、ご説明いたします。

農地の所在は、南外○○○○○○○、地目は畑、面積が○○○平方メートル、外、田1筆、畑2筆、計4筆、合計面積○○○○平方メートルです。

新規の使用貸借の案件です。

利用権の設定をする方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、92歳です。

利用権の設定を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 さんです。

○○○○さんは○○○○さんの父親に当たります。

設定期間は10年です。

理由といたしまして、畑3筆につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が認定農業者となる以前に、解除条件付3条による使用貸借契約を結んでいた農地になります。現在は、既に認定農業者となっていることから、今回この契約を解約して新たに強化法により契約するものです。

また、田1筆につきましては、以前から行っているもみ殻ボイラーを利用したミニトマトの周年園芸栽培の規模を拡大し、市場の要求に応えてさらなる経営安定を目指すため新たに契約するものです。

参 与

14ページから 22ページの 13番から 24番について、申請理由を中心に一括で説明いたします。

利用権を設定する農地は、大仙市大曲〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇平方メートル、外、田73筆、畑1筆、計75筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。

農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。

利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、外13名です。

秋田県農業公社が借り受けます。

秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、13番から21番については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

期間は10年間、賃借料は、田が10アール当たり00000円、畑が10アール当たり00000円です。

申請理由として、現在、〇〇さん個人の名義で借り受けて耕作している農地及び自己所有地を自身が代表を務める法人の名義に切り替えるものです。

期間は10年間、賃借料は10アール当たり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円から $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で賃借料の違いは圃場の条件によるものです。

7

申請理由として、現在、法人が強化法で借り受けている農地を中間管理事業に切り替えるものです。

なお、何れの案件とも春先の繁忙期を避けて6月頃に申請の手続きをしたいと受け 手法人から要望があったことから、この時期の議案上程となったものです。

事務局長

その他の案件についてご説明させていただきます。

議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました13件のほかに、所有権移 転4件、賃貸借権設定の更新3件、及び使用貸借権設定の更新3件がございます。

今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、 10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件、契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き、 10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円と若干の幅がございます。これ についても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり妥当な契約金額と推察しており ます。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、議案第4号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。

事務局長

議案第4号、農用地利用集積等促進計画案の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、及び第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和5年8月9日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参与

23ページから 52ページの 1 番から 40 番について、関連がありますので一括して説明いたします。

農地の所在は、大仙市大曲西根○○○○○、地目は田、面積○○○○平方メートル、外、田250筆、畑9筆、計260筆、合計面積○○○○○○○○○○ メートルです。

期間は全て前の契約の残期間になります。

賃借料は〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇円で、前の契約を引き継ぎます。

なお、新たに受け手となる○○○○○は、○○○○○○○の借受面積が過大になってきたことから分社して経営のスリム化を図るために新たに設立されるものです。

今年度分については、現行の○○○○○○○○が全ての借受地の耕作や賃料の支払いを行います。実質的には来年度から2つの法人での経営となる予定で、今後、○○○○○○方で代表者の変更等の手続きを行う予定と伺っています。

事務局長

議案第4号につきましては、全40件について説明させていただきました。 よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

伊藤悟委員

はい。(挙手)

議長

伊藤委員。

伊藤悟委員

参 与

お答えいたします。

0000000000平方メートルです。

伊藤悟委員

分かりました。

議長

他にありませんか。

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

事務局長

報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報 告する

> 令和 5 年 8 月 9 日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局より報告願います。

参 与

53ページ、54ページの一覧表ご覧ください。

記載の11の法人からの報告がありました。

順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。

詳細につきましては、55ページから91ページをご覧ください。 結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長

以上報告といたします。

議長

本日の日程は全て終了いたしました。その他、事務局から何かございませんか。

# その他

- (1)業務必携について
- (2)活動記録セットについて
- (3)農地パトロールについて
- (4) 石川理紀之翁の立像助募金について
- (5)渡邊敏雄委員より秋田市への「水害募金」について

議長

他に何かありませんか。

議長

無いようですので、以上をもちまして、第2回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。 本日は、ご苦労様でした。

(午前10時34分 閉会)